中間市議会ハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中間市議会ハラスメント根絶条例（令和３年中間市条例第21号）第９条の規定に基づき、中間市議会に中間市議会議員（以下「議員」という。）による市職員及び議員へのハラスメント事案（以下「事案」という。）に関する第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　調査委員会は、議長（議長が調査対象となったときは副議長が、議長及び副議長ともに調査対象となったときは議会運営委員長が職務を代行する。この条及び第６条において同じ。）からの諮問を受け、事案の事実関係の有無について調査を行い、その結果について議長に報告するものとする。

（組織）

第３条　調査委員会は、３人の委員をもって組織する。

２　委員は、見識を有する者のうちから、必要の都度、議長が委嘱する。

（委員長）

第４条　調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、調査委員会を統括し、会務を処理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、事案に係る第８条の報告が完了するまでとする。

２　委員が欠員となったときは、議長が補欠委員を委嘱し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　調査委員会の会議は、議長が必要に応じて招集する。

２　調査委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　調査委員会の会議は、非公開とする。

（意見の聴取等）

第７条　調査委員会は、事案の審議のため必要があると認めるときは、事案の当事者及び相手方並びに関係者に対して調査委員会への出席、意見の聴取及び必要な資料等の提出について協力を求めることができる。

（調査等の結果の報告）

第８条　委員長は、第２条に係る調査を終えたときは、その結果を文書により、速やかに議長に報告しなければならない。

（守秘義務）
第９条　委員は、その職務に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
（委員への謝金）
第１０条　調査委員会の委員がその職務に従事した場合、謝金を支払うこととし、その額は１時間につき、１０，０００円とする。
２　前項の規定にかかわらず、特別の役務の提供が生じた場合は、予算の範囲で議長が定める額を支払うことができる。
（庶務）
第１１条　調査委員会の庶務は、議会事務局において処理する。
（その他）
第１２条　この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、告示の日から施行する。